

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成26年2月28日
【発行者名】 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ
 (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)
【代表者の役職氏名】 デプティ・マネージング・ディレクター 服部 努
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番
 (287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
 同 十枝 美紀子
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03(6212)8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
 コクサイ・ケイマン・トラスト -
 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・
 セレクション
 (Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open
 Currency Selection)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
 米ドル建 米ドルクラス受益証券：
 20億アメリカ合衆国ドル（約1,955億円）を上限とする。
 米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券：
 20億アメリカ合衆国ドル（約1,955億円）を上限とする。
 米ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券：
 20億アメリカ合衆国ドル（約1,955億円）を上限とする。
 米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：
 10億アメリカ合衆国ドル（約978億円）を上限とする。
 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券：
 20億オーストラリア・ドル（約1,817億円）を上限とする。
 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券：
 20億オーストラリア・ドル（約1,817億円）を上限とする。
 豪ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券：
 20億オーストラリア・ドル（約1,817億円）を上限とする。
 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：
 10億オーストラリア・ドル（約909億円）を上限とする。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリ

ア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成25年

9月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲

値（１米ドル＝97.75円および１豪ドル＝90.87円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成25年11月29日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 第15 ファンド情報 ファンドの状況 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別及び地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加・更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第31 ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第11 特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項		(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです（5 管理会社の経理の概況は、訂正内容に該当しないため省略します。）。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション (Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection) (以下、「サブ・ファンド」といい、コクサイ・ケイマン・トラスト (Kokusai Cayman Trust) を「ファンド」という。) の運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別及び地域別の投資状況

(平成25年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	545,556,032.59	98.35
現金・その他の資産 (負債控除後)		9,150,459.83	1.65
合計 (純資産総額)		554,706,492.42 (約58,461百万円)	100.00

(注 1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注 2) アメリカ合衆国ドル (以下「米ドル」という。) およびオーストラリア・ドル (以下「豪ドル」という。) の円貨換算は、便宜上、平成25年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1 米ドル = 105.39円および 1 豪ドル = 93.24円) による。

(注 3) ファンドおよびサブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、米ドル建 米ドルクラス受益証券、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券、米ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券および米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券 (以下、個別にまたは総称して「米ドル建受益証券」という。) は米ドル建であり、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券、豪ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券および豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券 (以下、個別にまたは総称して「豪ドル建受益証券」といい、米ドル建受益証券とあわせて、個別にまたは総称して「受益証券」または「通貨クラス」という。) は豪ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは豪ドルをもって行う。

(注 4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

（ ）投資有価証券の主要銘柄

（平成25年12月末日現在）

順位	銘柄名	国名	種類	数量（口）	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1.	US High Yield Bond Fund (Series of Kokusai Trust) - USHYF Non-hedge Class	ケイマン諸島	投資信託	54,085,063,209.5503	0.010124	547,555,140.02	0.010087	545,556,032.59	98.35

< 参考情報 >

コクサイ・トラスト - US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド - USHYFノン・ヘジ・クラス（以下「投資先ファンド」という。）の組入上位銘柄

（平成25年12月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	種類	利率（％）	償還日	投資比率（％）
1.	REYNOLDS GRP ISS/R 9% 04/15/19	アメリカ合衆国	社債	9.000	2019/ 4 /15	1.70
2.	SPRINT CAPITAL 8.75% 03/15/32	アメリカ合衆国	社債	8.750	2032/ 3 /15	1.64
3.	HCA INC 7.5% 02/15/22	アメリカ合衆国	社債	7.500	2022/ 2 /15	1.46
4.	HCA HOLDINGS IN 7.75% 05/15/21	アメリカ合衆国	社債	7.750	2021/ 5 /15	1.01
5.	INTELSAT JACKSO 7.25% 10/15/20	ルクセンブルグ	社債	7.250	2020/10/15	0.99
6.	FIRST DATA CORP 8.75% 01/15/22	アメリカ合衆国	社債	8.750	2022/ 1 /15	0.97
7.	ALLY FINANCIAL 6.25% 12/01/17	アメリカ合衆国	社債	6.250	2017/12/ 1	0.89
8.	CAESARS ENTERTAINM 9% 02/15/20	アメリカ合衆国	社債	9.000	2020/ 2 /15	0.89
9.	WINDSTREAM CORP 7.75% 10/01/21	アメリカ合衆国	社債	7.750	2021/10/ 1	0.83
10.	INTL LEASE FIN V/R 03/15/17	アメリカ合衆国	社債	8.750	2017/ 3 /15	0.81

（注）投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（ ）投資不動産物件

該当事項なし（平成25年12月末日現在）。

（ ）その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（平成25年12月末日現在）。

(2) 運用実績

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

純資産の推移

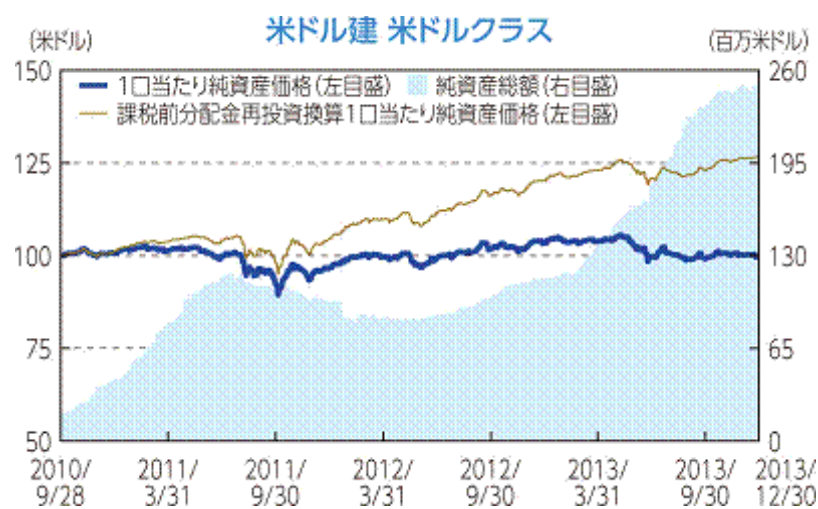
平成25年12月末日前1年間に於ける各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成25年 1 月末日	119,352,309.31	12,578,539,878	103.95	10,955
2 月末日	120,928,433.37	12,744,647,593	103.52	10,910
3 月末日	135,973,736.29	14,330,272,068	103.81	10,941
4 月末日	152,976,203.74	16,122,162,112	104.70	11,034
5 月末日	165,405,482.60	17,432,083,811	102.98	10,853
6 月末日	180,504,798.53	19,023,400,717	99.65	10,502
7 月末日	199,174,547.58	20,991,005,569	100.63	10,605
8 月末日	227,299,073.83	23,955,049,391	99.03	10,437
9 月末日	234,515,671.85	24,715,606,656	99.11	10,445
10月末日	245,336,482.84	25,856,011,927	100.65	10,608
11月末日	249,277,083.88	26,271,311,870	100.24	10,564
12月末日	250,490,069.84	26,399,148,460	99.80	10,518

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成25年12月末日）



（注）課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なる。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成25年 1 月末日	537,037,594.91	56,598,392,128	78.10	8,231
2 月末日	503,658,992.19	53,080,621,187	78.31	8,253
3 月末日	427,913,373.68	45,097,790,452	77.03	8,118
4 月末日	392,692,645.51	41,385,877,910	78.59	8,283
5 月末日	332,408,859.10	35,032,569,661	72.23	7,612
6 月末日	285,561,663.41	30,095,343,707	67.35	7,098
7 月末日	263,932,264.58	27,815,821,364	66.81	7,041
8 月末日	234,085,198.21	24,670,239,039	63.08	6,648
9 月末日	243,493,843.45	25,661,816,161	68.35	7,203
10月末日	237,551,263.62	25,035,527,673	69.19	7,292
11月末日	221,254,961.82	23,318,060,426	66.44	7,002
12月末日	208,450,931.44	21,968,643,664	65.83	6,938

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成25年12月末日）

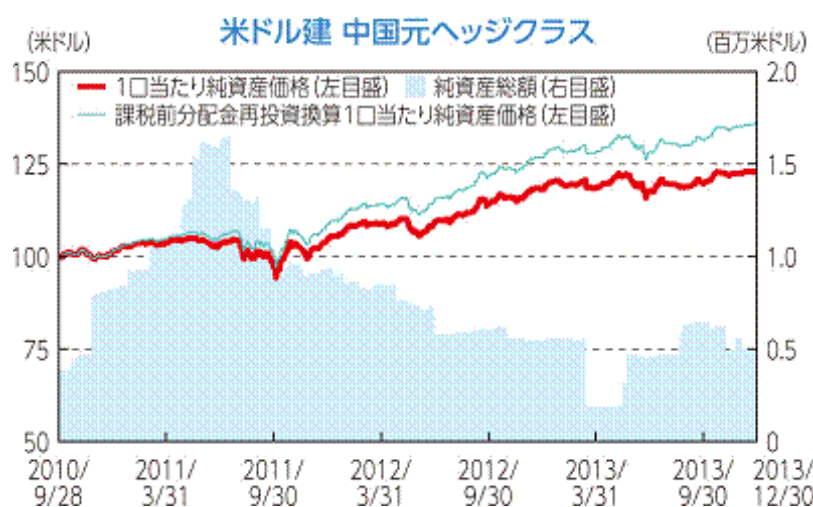


<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成25年 1 月末日	554,081.49	58,394,648	119.75	12,620
2 月末日	547,457.61	57,696,558	119.61	12,606
3 月末日	186,715.96	19,677,995	118.40	12,478
4 月末日	190,576.18	20,084,824	120.85	12,736
5 月末日	467,334.69	49,252,403	120.54	12,704
6 月末日	455,466.08	48,001,570	117.48	12,381
7 月末日	463,990.39	48,899,947	119.68	12,613
8 月末日	634,937.10	66,916,021	118.90	12,531
9 月末日	638,912.92	67,335,033	119.65	12,610
10月末日	620,411.61	65,385,180	122.61	12,922
11月末日	555,999.06	58,596,741	122.57	12,918
12月末日	575,628.54	60,665,492	123.21	12,985

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成25年12月末日）

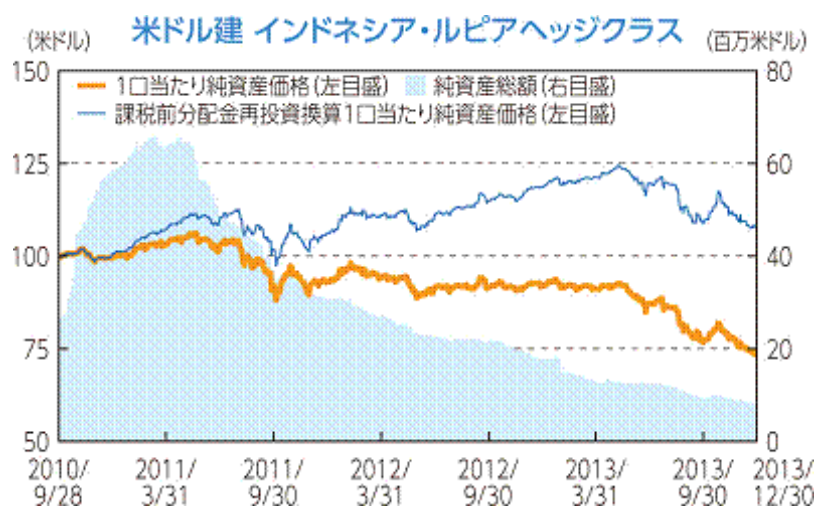


<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成25年 1 月末日	14,804,040.27	1,560,197,804	91.44	9,637
2 月末日	14,013,219.83	1,476,853,238	91.53	9,646
3 月末日	12,853,273.87	1,354,606,533	91.24	9,616
4 月末日	12,724,978.67	1,341,085,502	91.87	9,682
5 月末日	12,491,806.29	1,316,511,465	89.91	9,476
6 月末日	12,481,734.07	1,315,449,954	87.26	9,196
7 月末日	12,092,741.23	1,274,453,998	86.37	9,103
8 月末日	10,571,077.52	1,114,085,860	81.04	8,541
9 月末日	9,201,387.59	969,734,238	76.71	8,084
10月末日	9,629,271.03	1,014,828,874	80.19	8,451
11月末日	8,629,456.03	909,458,371	75.43	7,950
12月末日	8,284,237.17	873,075,755	73.89	7,787

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成25年12月末日）

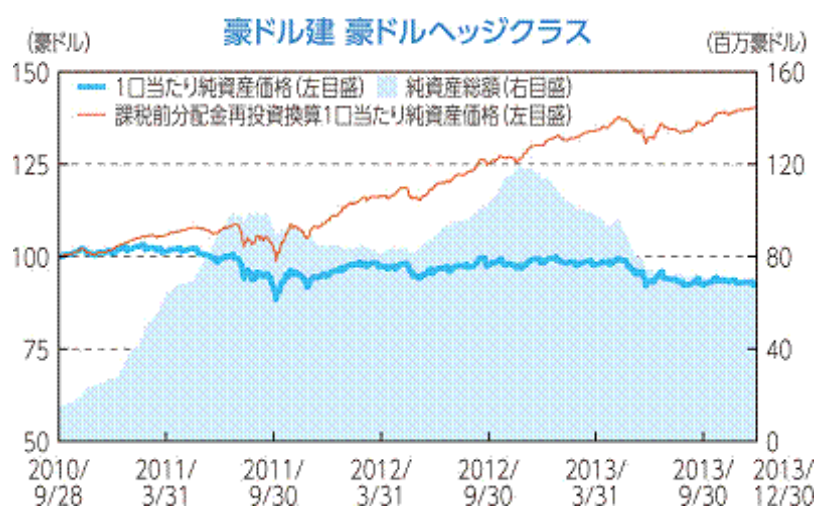


< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成25年 1 月末日	105,729,730.74	9,858,240,094	98.49	9,183
2 月末日	100,801,151.29	9,398,699,346	97.80	9,119
3 月末日	98,048,530.56	9,142,044,989	97.89	9,127
4 月末日	94,945,658.92	8,852,733,238	98.47	9,181
5 月末日	83,823,142.83	7,815,669,837	96.64	9,011
6 月末日	74,047,684.01	6,904,206,057	93.20	8,690
7 月末日	71,912,625.50	6,705,133,202	94.01	8,765
8 月末日	71,308,709.59	6,648,824,082	92.38	8,614
9 月末日	71,299,576.02	6,647,972,468	92.24	8,600
10月末日	71,774,251.62	6,692,231,221	93.57	8,724
11月末日	69,921,451.20	6,519,476,110	92.94	8,666
12月末日	69,188,282.60	6,451,115,470	92.35	8,611

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成25年12月末日）

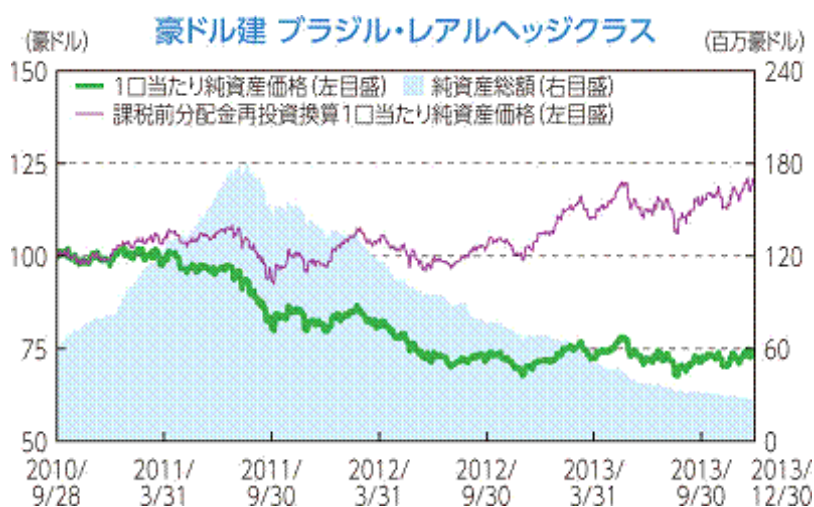


< 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成25年 1 月末日	65,230,697.94	6,082,110,276	73.39	6,843
2 月末日	61,197,667.66	5,706,070,533	75.19	7,011
3 月末日	50,093,342.02	4,670,703,210	72.58	6,767
4 月末日	46,118,186.11	4,300,059,673	74.41	6,938
5 月末日	40,084,708.84	3,737,498,252	74.11	6,910
6 月末日	36,864,712.94	3,437,265,835	72.39	6,750
7 月末日	35,265,177.65	3,288,125,164	73.19	6,824
8 月末日	31,335,443.08	2,921,716,713	69.94	6,521
9 月末日	31,520,156.42	2,938,939,385	72.38	6,749
10月末日	29,836,819.35	2,781,985,036	72.38	6,749
11月末日	28,705,488.40	2,676,499,738	72.19	6,731
12月末日	27,343,348.51	2,549,493,815	73.35	6,839

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成25年12月末日）



< 豪ドル建 中国元ヘッジクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成25年 1 月末日	1,139.23	106,222	103.57	9,657
2 月末日	1,161.46	108,295	105.59	9,845
3 月末日	1,149.33	107,164	104.48	9,742
4 月末日	1,177.93	109,830	107.08	9,984
5 月末日	1,265.44	117,990	115.04	10,726
6 月末日	387,748.12	36,153,635	117.39	10,945
7 月末日	401,902.18	37,473,359	121.68	11,345
8 月末日	402,478.94	37,527,136	121.85	11,361
9 月末日	386,367.80	36,024,934	116.97	10,906
10月末日	390,855.81	36,443,396	118.33	11,033
11月末日	405,934.59	37,849,341	122.90	11,459
12月末日	417,272.44	38,906,482	126.33	11,779

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成25年12月末日）

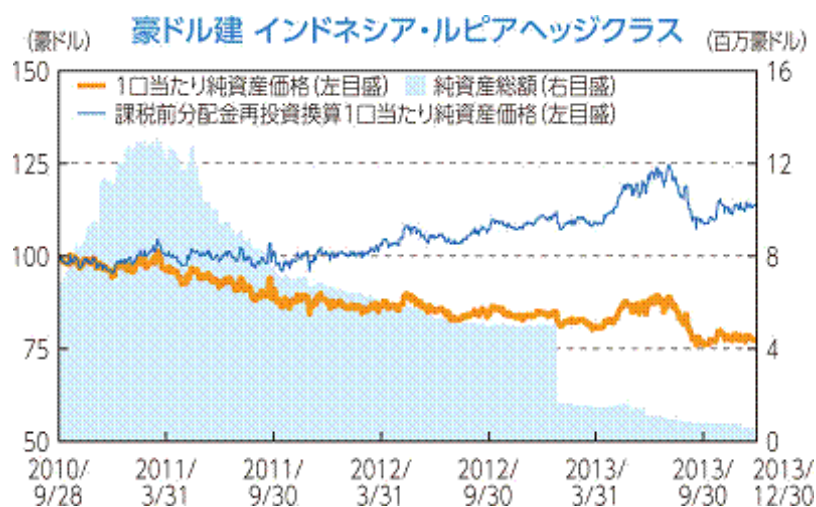


< 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成25年 1 月末日	1,644,075.41	153,293,591	81.07	7,559
2 月末日	1,561,746.86	145,617,277	82.81	7,721
3 月末日	1,483,402.69	138,312,467	81.01	7,553
4 月末日	1,479,872.38	137,983,301	81.94	7,640
5 月末日	1,440,805.65	134,340,719	86.88	8,101
6 月末日	1,093,422.23	101,950,689	87.87	8,193
7 月末日	966,928.41	90,156,405	88.22	8,226
8 月末日	882,938.58	82,325,193	84.17	7,848
9 月末日	799,958.46	74,588,127	76.26	7,110
10月末日	768,584.96	71,662,862	79.07	7,372
11月末日	751,042.86	70,027,236	77.27	7,205
12月末日	599,227.34	55,871,957	77.49	7,225

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成25年12月末日）



分配の推移

平成25年12月末日前1年間における分配の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	米ドル	円
平成25年 1 月	0.60	63
2 月	0.70	74
3 月	0.70	74
4 月	0.70	74
5 月	0.70	74
6 月	0.80	84
7 月	0.80	84
8 月	0.80	84
9 月	0.80	84
10月	0.80	84
11月	0.80	84
12月	0.80	84

< 参考情報 >

	米ドル	円
直近 1 年間累計	9.00	949
設定来累計	24.00	2,529

（注）設定来累計とは、運用開始日である平成22年9月28日から平成25年12月末日までの期間における分配金の累計額である。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	米ドル	円
平成25年 1 月	1.10	116
2 月	0.60	63
3 月	0.60	63
4 月	0.60	63
5 月	0.60	63
6 月	0.60	63
7 月	0.60	63
8 月	0.60	63
9 月	0.60	63
10月	0.60	63
11月	0.60	63
12月	0.60	63

< 参考情報 >

	米ドル	円
直近 1 年間累計	7.70	812
設定来累計	44.40	4,679

<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	米ドル	円
平成25年 1 月	0.30	32
2 月	0.30	32
3 月	0.30	32
4 月	0.30	32
5 月	0.30	32
6 月	0.30	32
7 月	0.30	32
8 月	0.30	32
9 月	0.30	32
10月	0.30	32
11月	0.30	32
12月	0.30	32

< 参考情報 >

	米ドル	円
直近 1 年間累計	3.60	379
設定来累計	11.10	1,170

<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	米ドル	円
平成25年 1 月	0.90	95
2 月	0.90	95
3 月	0.90	95
4 月	0.90	95
5 月	0.90	95
6 月	0.90	95
7 月	0.90	95
8 月	0.90	95
9 月	0.90	95
10月	0.90	95
11月	0.90	95
12月	0.90	95

< 参考情報 >

	米ドル	円
直近 1 年間累計	10.80	1,138
設定来累計	35.30	3,720

< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

	豪ドル	円
平成25年 1 月	1.10	103
2 月	1.10	103
3 月	1.10	103
4 月	1.10	103
5 月	1.10	103
6 月	1.10	103
7 月	1.10	103
8 月	1.10	103
9 月	1.10	103
10月	1.10	103
11月	1.10	103
12月	1.10	103

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	13.20	1,231
設定来累計	40.70	3,795

< 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス >

	豪ドル	円
平成25年 1 月	1.00	93
2 月	0.55	51
3 月	0.55	51
4 月	0.55	51
5 月	0.55	51
6 月	0.55	51
7 月	0.55	51
8 月	0.55	51
9 月	0.55	51
10月	0.55	51
11月	0.55	51
12月	0.55	51

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	7.05	657
設定来累計	40.05	3,734

< 豪ドル建 中国元ヘッジクラス >

	豪ドル	円
平成25年 1 月	0.30	28
2 月	0.30	28
3 月	0.30	28
4 月	0.30	28
5 月	0.30	28
6 月	0.30	28
7 月	0.30	28
8 月	0.30	28
9 月	0.30	28
10月	0.30	28
11月	0.30	28
12月	0.30	28

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	3.60	336
設定来累計	11.10	1,035

< 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス >

	豪ドル	円
平成25年 1 月	0.80	75
2 月	0.80	75
3 月	0.80	75
4 月	0.80	75
5 月	0.80	75
6 月	0.80	75
7 月	0.80	75
8 月	0.80	75
9 月	0.80	75
10月	0.80	75
11月	0.80	75
12月	0.80	75

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	9.60	895
設定来累計	33.60	3,133

収益率の推移

下記期間における収益率は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	収益率（注）
平成25年1月1日～平成25年12月末日	5.20%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

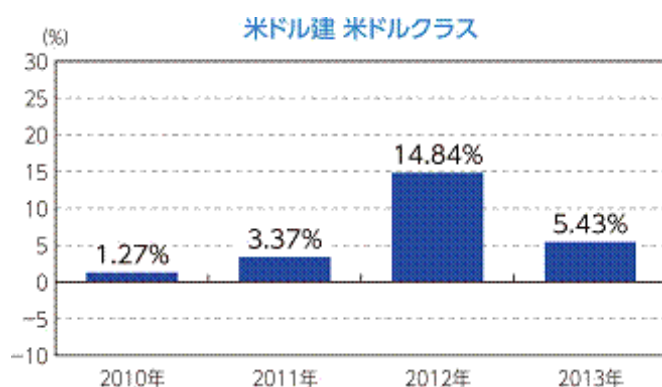
a＝平成25年12月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b＝平成24年12月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

以下同じ。

<参考情報>

年間収益率の推移



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

b＝当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格（ただし、2010年の場合は当初発行価格（米ドル建受益証券は1口当たり100米ドル、豪ドル建受益証券は1口当たり100豪ドル）

（注2）2010年は9月28日（運用開始日）から12月末日までの収益率である。

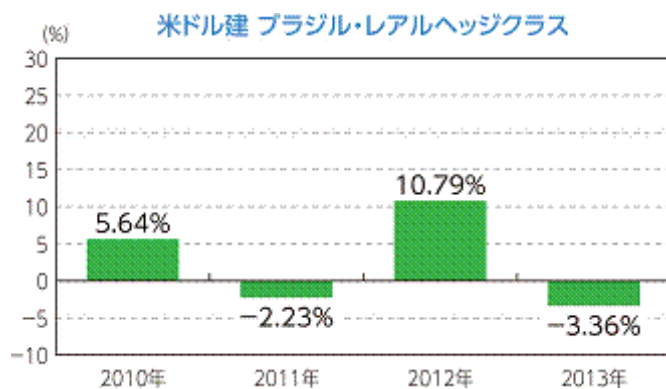
（注3）サブ・ファンドおよび各クラスに、ベンチマークはない。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	収益率
平成25年 1 月 1 日～平成25年12月末日	- 3.05 %

<参考情報>

年間収益率の推移

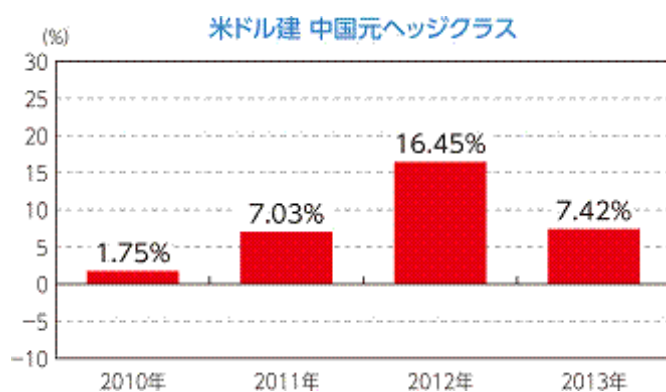


<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	収益率
平成25年 1 月 1 日～平成25年12月末日	7.30 %

<参考情報>

年間収益率の推移

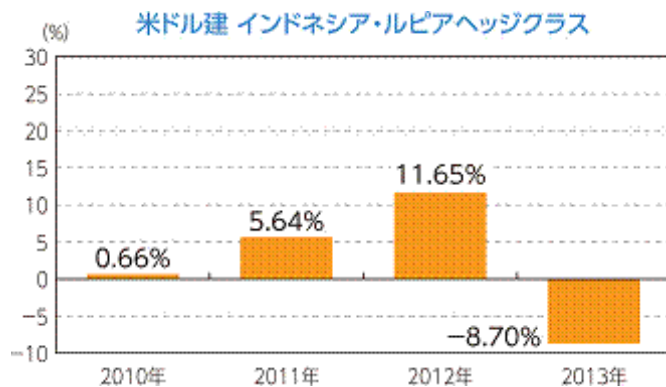


<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	収益率
平成25年 1 月 1 日～平成25年12月末日	- 7.90%

<参考情報>

年間収益率の推移

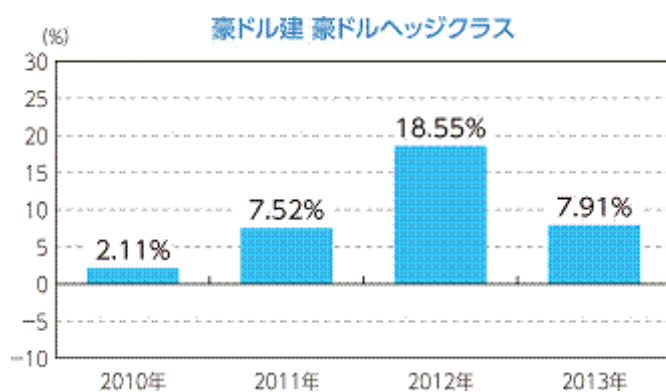


<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

	収益率
平成25年 1 月 1 日～平成25年12月末日	7.41%

<参考情報>

年間収益率の推移

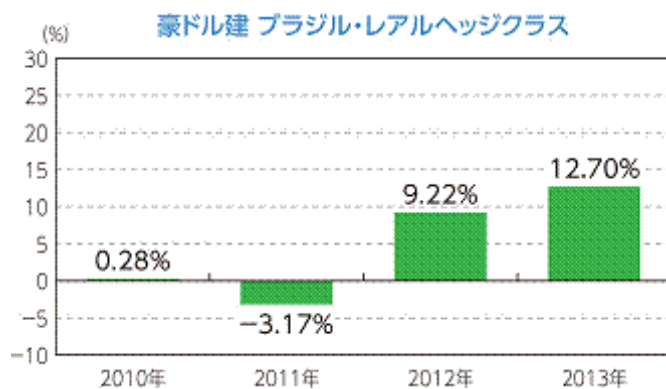


< 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス >

	収益率
平成25年 1 月 1 日 ~ 平成25年12月末日	12.18%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

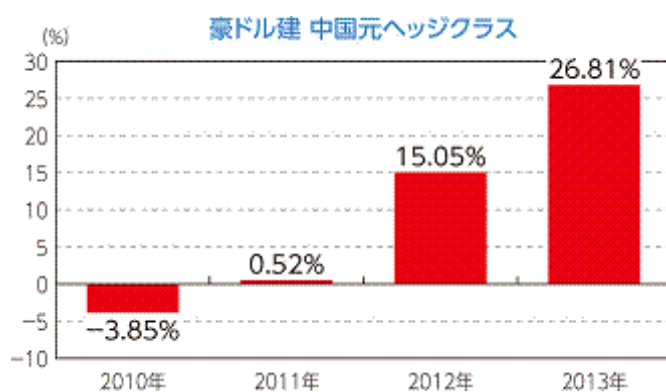


< 豪ドル建 中国元ヘッジクラス >

	収益率
平成25年 1 月 1 日 ~ 平成25年12月末日	26.37%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

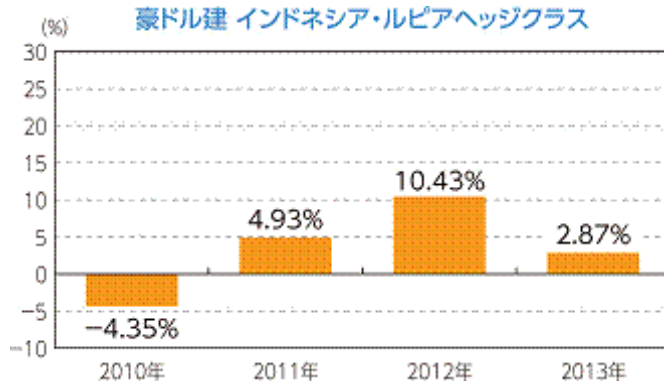


< 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス >

	収益率
平成25年 1 月 1 日 ~ 平成25年12月末日	2.81%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



2 販売及び買戻しの実績

平成25年12月末日前1年間における販売および買戻しの実績、ならびに平成25年12月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
2,274,228 (2,274,228)	864,157 (864,157)	2,510,028 (2,510,028)

（注）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
453,520 (453,520)	4,414,506 (4,414,506)	3,166,272 (3,166,272)

<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
4,812 (4,812)	4,767 (4,767)	4,672 (4,672)

<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
52,175 (52,175)	133,483 (133,483)	112,116 (112,116)

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
444,779 (444,779)	851,909 (851,909)	749,226 (749,226)

<豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
21,385 (21,385)	602,643 (602,643)	372,767 (372,767)

<豪ドル建 中国元ヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
3,292 (3,292)	0 (0)	3,303 (3,303)

<豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
991 (991)	52,721 (52,721)	7,733 (7,733)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」）第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成25年12月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝105.39円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）資産及び負債の状況

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

資産負債計算書

2013年11月30日現在（未監査）

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資（個別原価：573,428,267米ドル）	571,260,418	60,205,135
現金	16,717,836	1,761,893
為替予約取引に係る未実現評価益	5,542	584
未収金：		
サブ・ファンド受益証券販売	4,037,696	425,533
投資有価証券売却	11,760,963	1,239,488
分配金	3,345,408	352,573
その他の資産	153,093	16,134
資産合計	607,280,956	64,001,340
負債		
保管会社に対する未払金	81,535	8,593
為替予約取引に係る未実現評価損	5,411,085	570,274
未払金：		
投資有価証券購入	7,301,838	769,541
サブ・ファンド受益証券買戻	3,244,776	341,967
決済済為替予約取引	14,414,661	1,519,161
分配金	5,053,285	532,566
未払販売報酬	498,890	52,578
未払投資顧問報酬	379,156	39,959
未払印刷費	60,665	6,393
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	58,369	6,152
未払代行協会員報酬	49,889	5,258
未払管理報酬	39,911	4,206
未払保管報酬	34,516	3,638
未払受託報酬	13,902	1,465
未払専門家報酬	12,846	1,354
負債合計	36,655,324	3,863,105
純資産	570,625,632	60,138,235
純資産		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	63,701,933	6,713,547
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	26,152,133	2,756,173
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	369,827	38,976
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	684,238	72,112
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	221,254,962	23,318,060
米ドル建 中国元ヘッジクラス	555,999	58,597
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	8,629,456	909,458
米ドル建 米ドルクラス	249,277,084	26,271,312
	570,625,632	60,138,235

	米ドル	千円
発行済受益証券口数		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	752,357 □	
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	397,622 □	
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	3,303 □	
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	9,720 □	
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	3,330,221 □	
米ドル建 中国元ヘッジクラス	4,536 □	
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	114,402 □	
米ドル建 米ドルクラス	2,486,854 □	
受益証券 1 口当たり純資産価格 [*]		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	84.67	8,923 円
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	65.77	6,932 円
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	111.97	11,801 円
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	70.39	7,418 円
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	66.44	7,002 円
米ドル建 中国元ヘッジクラス	122.57	12,918 円
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	75.43	7,950 円
米ドル建 米ドルクラス	100.24	10,564 円

^{*} 当該純資産価格は、四捨五入されていない口数を使用して計算されている。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

損益計算書

2013年11月30日までの 6 か月間（未監査）

	米ドル	千円
投資収益		
投資先ファンドからの収益分配	-	-
費用		
販売報酬	1,474,753	155,424
投資顧問報酬	1,120,812	118,122
代行協会員報酬	147,475	15,542
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	143,186	15,090
管理報酬	117,980	12,434
保管報酬	79,631	8,392
印刷費	52,020	5,482
その他の費用	51,554	5,433
受託報酬	29,495	3,108
専門家報酬	14,351	1,512
費用合計	3,231,257	340,542
投資純損失	(3,231,257)	(340,542)
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドへの投資の売却	(119,341)	(12,577)
投資先ファンドからの実現利益分配	18,688,699	1,969,602
外国通貨取引および為替予約取引	(32,854,481)	(3,462,534)
実現純損失	(14,285,123)	(1,505,509)
未実現評価益（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	(3,280,826)	(345,766)
外国通貨換算および為替予約取引	11,582,591	1,220,689
未実現評価益の純変動	8,301,765	874,923
実現および未実現純損失	(5,983,358)	(630,586)
運用による純資産の減少	(9,214,615)	(971,128)

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

純資産変動計算書

2013年11月30日までの 6 か月間（未監査）

	米ドル	千円
運用による純資産の増加（減少）		
投資純損失	(3,231,257)	(340,542)
実現純損失	(14,285,123)	(1,505,509)
未実現評価益の純変動	8,301,765	874,923
運用による純資産の減少	(9,214,615)	(971,128)
受益者への分配	(30,838,068)	(3,250,024)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(19,295,571)	(2,033,560)
純資産の純減少	(59,348,254)	(6,254,712)
純資産		
期首	629,973,886	66,392,948
期末	570,625,632	60,138,235

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書（続き）

2013年11月30日までの6か月間（未監査）

	豪ドル建	豪ドルヘッジクラ ス	豪ドル建	ブラジル・リアル ヘッジクラス	豪ドル建	中国元ヘッジク ラス	豪ドル建	インドネシア・ル ピアヘッジクラス								
サブ・ファンドの 受益証券取引																
受益証券口数																
発行	162,290	口	5,739	口	3,292	口	-	口								
買戻し	(269,938)	口	(146,307)	口	-	口	(6,766)	口								
受益証券口数の純 変動	(107,648)	口	(140,568)	口	3,292	口	(6,766)	口								
金額																
発行	14,093,056	米 ドル 千円	1,485,267	米 ドル 千円	383,753	米 ドル 千円	40,444	米 ドル 千円	356,077	米 ドル 千円	37,527	米 ドル 千円	-	米 ドル 千円	-	米 ドル 千円
買戻し	(23,574,601)	米 ドル 千円	(2,484,527)	米 ドル 千円	(9,797,244)	米 ドル 千円	(1,032,532)	米 ドル 千円	-	米 ドル 千円	-	米 ドル 千円	(536,877)	米 ドル 千円	(56,581)	米 ドル 千円
サブ・ファンドの 受益証券取引による 純増加（減少）	(9,481,545)	米 ドル 千円	(999,260)	米 ドル 千円	(9,413,491)	米 ドル 千円	(992,088)	米 ドル 千円	356,077	米 ドル 千円	37,527	米 ドル 千円	(536,877)	米 ドル 千円	(56,581)	米 ドル 千円
	米ドル建	ブラジル・リアル ヘッジクラス	米ドル建	中国元ヘッジクラ ス	米ドル建	インドネシア・ ルピアヘッジクラス	米ドル建	インドネシア・ ルピアヘッジクラス	米ドル建	米ドルクラス						
サブ・ファンドの 受益証券取引																
受益証券口数																
発行	99,665	口	1,939	口	15,495	口	1,314,957	口								
買戻し	(1,369,928)	口	(1,280)	口	(39,868)	口	(436,831)	口								
受益証券口数の純 変動	(1,270,263)	口	659	口	(24,373)	口	878,126	口								
金額																
発行	6,813,356	米 ドル 千円	718,060	米 ドル 千円	232,064	米 ドル 千円	24,457	米 ドル 千円	1,309,438	米 ドル 千円	138,002	米 ドル 千円	131,568,135	米 ドル 千円	13,865,966	米 ドル 千円
買戻し	(92,996,230)	米 ドル 千円	(9,800,873)	米 ドル 千円	(156,392)	米 ドル 千円	(16,482)	米 ドル 千円	(3,265,407)	米 ドル 千円	(344,141)	米 ドル 千円	(43,724,699)	米 ドル 千円	(4,608,146)	米 ドル 千円
サブ・ファンドの 受益証券取引による 純増加（減少）	(86,182,874)	米 ドル 千円	(9,082,813)	米 ドル 千円	75,672	米 ドル 千円	7,975	米 ドル 千円	(1,955,969)	米 ドル 千円	(206,140)	米 ドル 千円	87,843,436	米 ドル 千円	9,257,820	米 ドル 千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務ハイライト

2013年11月30日までの6か月間（未監査）

	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首受益証券1口当たり純資産価格	92.49	9,748
投資純損失 ¹	(0.48)	(51)
投資活動による実現および未実現純利益	(1.23)	(130)
投資運用による利益（損失）合計	(1.71)	(180)
受益者への分配	(6.11)	(644)
期末受益証券1口当たり純資産価格	84.67	8,923
トータル・リターン ²	(1.76)	%
平均純資産に対する比率：		
費用合計 ³	1.08	%
投資純損失 ³	(1.08)	%

	豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首受益証券1口当たり純資産価格	70.93	7,475
投資純損失 ¹	(0.37)	(39)
投資活動による実現および未実現純利益	(1.73)	(182)
投資運用による利益（損失）合計	(2.10)	(221)
受益者への分配	(3.06)	(322)
期末受益証券1口当たり純資産価格	65.77	6,932
トータル・リターン ²	(2.94)	%
平均純資産に対する比率：		
費用合計 ³	1.08	%
投資純損失 ³	(1.08)	%

	豪ドル建 中国元ヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首受益証券1口当たり純資産価格	110.10	11,603
投資純損失 ¹	(0.61)	(64)
投資活動による実現および未実現純利益	4.15	437
投資運用による利益（損失）合計	3.54	373
受益者への分配	(1.67)	(176)
期末受益証券1口当たり純資産価格	111.97	11,801
トータル・リターン ²	3.26	%
平均純資産に対する比率：		
費用合計 ³	1.08	%
投資純損失 ³	(1.08)	%

1 2013年11月30日までの6か月間の平均発行済受益証券に基づいて計算された。

2 1年未満の期間について年率換算されていない。

3 専門家報酬、登録手数料および設立費用を除いて、1年未満の期間について年率換算された。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務ハイライト(続き)

2013年11月30日までの6か月間(未監査)

	豪ドル建 米ドル	インドネシア・ルピアヘッジクラス 日本円
期首受益証券1口当たり純資産価格	83.15	8,763
投資純損失 ¹	(0.42)	(44)
投資活動による実現および未実現純利益	(7.89)	(832)
投資運用による利益(損失)合計	(8.31)	(876)
受益者への分配	(4.45)	(469)
期末受益証券1口当たり純資産価格	70.39	7,418

トータル・リターン² (10.18) %

平均純資産に対する比率：

費用合計³ 1.08 %

投資純損失³ (1.08) %

	米ドル建 米ドル	ブラジル・リアルヘッジクラス 日本円
期首受益証券1口当たり純資産価格	72.23	7,612
投資純損失 ¹	(0.37)	(39)
投資活動による実現および未実現純利益	(1.82)	(192)
投資運用による利益(損失)合計	(2.19)	(231)
受益者への分配	(3.60)	(379)
期末受益証券1口当たり純資産価格	66.44	7,002

トータル・リターン² (3.00) %

平均純資産に対する比率：

費用合計³ 1.08 %

投資純損失³ (1.08) %

	米ドル建 米ドル	中国元ヘッジクラス 日本円
期首受益証券1口当たり純資産価格	120.54	12,704
投資純損失 ¹	(0.66)	(70)
投資活動による実現および未実現純利益	4.49	473
投資運用による利益(損失)合計	3.83	404
受益者への分配	(1.80)	(190)
期末受益証券1口当たり純資産価格	122.57	12,918

トータル・リターン² 3.22 %

平均純資産に対する比率：

費用合計³ 1.08 %

投資純損失³ (1.08) %

1 2013年11月30日までの6か月間の平均発行済受益証券に基づいて計算された。

2 1年未満の期間について年率換算されていない。

3 専門家報酬、登録手数料および設立費用を除いて、1年未満の期間について年率換算された。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

財務ハイライト（続き）

2013年11月30日までの6か月間（未監査）

	米ドル建 米ドル	インドネシア・ルピアヘッジクラス 日本円
期首受益証券1口当たり純資産価格	89.91	9,476
投資純損失 ¹	(0.46)	(48)
投資活動による実現および未実現純利益	(8.62)	(908)
投資運用による利益（損失）合計	(9.08)	(957)
受益者への分配	(5.40)	(569)
期末受益証券1口当たり純資産価格	75.43	7,950
トータル・リターン ²	(10.33)	%
平均純資産に対する比率：		
費用合計 ³	1.08	%
投資純損失 ³	(1.08)	%

	米ドル建 米ドル	米ドルクラス 日本円
期首受益証券1口当たり純資産価格	102.98	10,853
投資純損失 ¹	(0.56)	(59)
投資活動による実現および未実現純利益	2.62	276
投資運用による利益（損失）合計	2.06	217
受益者への分配	(4.80)	(506)
期末受益証券1口当たり純資産価格	100.24	10,564
トータル・リターン ²	2.12	%
平均純資産に対する比率：		
費用合計 ³	1.08	%
投資純損失 ³	(1.08)	%

1 2013年11月30日までの6か月間の平均発行済受益証券に基づいて計算された。

2 1年未満の期間について年率換算されていない。

3 専門家報酬、登録手数料および設立費用を除いて、1年未満の期間について年率換算された。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セ
レクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2013年11月30日までの6か月間（未監査）

1. 組織

外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）および三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。当初、管理会社は、米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの8クラスの受益証券の募集を行った。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラストのサブ・ファンドであるUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのUSHYFノン・ヘッジ・クラス（以下「投資先ファンド」という。）への投資を通じて、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長を提供することである。ハイ・イールド債とは、格付機関によりBB+以下もしくはBa1以下の格付を付与されているか、または投資先ファンドの投資顧問会社がそれらと同等の信用格付状況にあるとみなす社債をいう。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、国際投信投資顧問株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

2. 重要な会計方針

以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「US・GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。US・GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日および受託会社が決定するその他の日（それぞれ「会計日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。「営業日」とは、ニューヨーク、ロンドンおよび東京における国、州または地域の銀行が営業を行っている日、かつロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

純資産価額の計算

各クラスの純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点（または管理会社によって決定されるその他の時点）において小数第２位未満を四捨五入して計算される。

公正価値測定 - サブ・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３ - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、受託会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2013年11月30日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル２インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社のための会計指針に従って１株当たり純資産価格で計算された投資先ファンドに対する投資の公正価値を見積もるにあたり、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した正式な解釈指針に従う。その結果、当該投資対象の１株当たり純資産価格が、公正価値を表象しているとサブ・ファンドが判断した場合には、サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資の公正価値を当該投資対象の１株当たり純資産価格（またはこれに相当するもの。）で計上し、それ以上の調整は行わない（実務的簡便法）。投資会社のための会計指針は、サ

ブ・ファンドが実務的簡便法を行うことについて、報告対象の測定日現在の投資会社のための会計指針に準拠して決定された投資対象の1株当たり純資産価格である場合に限り認めている。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「OTC」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

受託会社は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値）を用いてOTCデリバティブ（先渡しを含む。）を評価する。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡しのような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの評価に、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、受託会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル1およびレベル2のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

以下は、サブ・ファンドの資産を評価するために2013年11月30日現在に使用されたインプットによる公正価値評価の概要である。*

	同一の投資対象 の活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル2)	重要な観察不能 なインプット (レベル3)	2013年11月30日 現在の公正価値
投資先ファンドへの投資	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
コクサイ・トラストのサブ・ファンドであるU S・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのU S H Y F ノン・ヘッジ・クラス	-	571,260,418	-	571,260,418
投資先ファンドへの投資合計	-	571,260,418	-	571,260,418
金融デリバティブ商品**				
資産				
為替予約取引	-	5,542	-	5,542
負債				
為替予約取引	-	(5,411,085)	-	(5,411,085)
合計	-	5,405,543	-	5,405,543

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

** 為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、商品の未実現評価損益で評価されている。

(B) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。

(C) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(D) 分配方針

管理会社は、その裁量により、毎月24日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。）に、すべてのクラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2013年11月30日までの6か月間において宣言され支払われた分配は、以下の通りである。

受益者に対する分配	金額（米ドル）
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	(4,722,540)
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	(1,386,015)
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	(5,508)
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	(48,900)
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	(13,546,310)
米ドル建 中国元ヘッジクラス	(8,289)
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	(698,483)
米ドル建 米ドルクラス	(10,422,023)
合計	(30,838,068)

(E) 現金および外貨

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(F) 為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替取引を締結することができる。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、日本円投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当期において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2013年11月30日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値
A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替契約＊ （米ドル）
デリバティブ資産	
為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 5,542
デリバティブ負債	
為替予約取引に係る未実現評価損	\$ (5,411,085)

2013年11月30日までの6か月間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響
A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替契約 （米ドル）
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / （損失）	
為替予約取引に係る純実現損失	\$ (32,961,907)
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益 / （評価損）の変動	
為替予約取引に係る未実現純評価益	\$ 11,597,183

* 総評価額は、資産負債計算書の為替予約取引に得る未実現評価益または未実現評価損の勘定科目で表示されている。

2013年11月30日までの6か月間における未決済の外国為替取引の平均想定元本は、およそ以下のとおりであった。

	(米ドル)
ファンド・レベル	\$ 1,670,739
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$ 31,439,167
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	\$ 308,184
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	\$ 887,014
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$ 69,063,515
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	\$ 265,201,572
米ドル建 中国元ヘッジクラス	\$ 544,176
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$ 10,633,524

3. 投資先ファンド

本「3. 投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2013年5月31日の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2013年11月30日現在の情報と一致している。

投資先ファンドの組織

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」という。）は、コクサイ・トラストの3つ目のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託として2009年9月2日に設立された。コクサイ・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラステーズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、2010年9月27日付で運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改訂済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

現在、投資者に対して10クラスの受益証券が募集されている。USHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、日本円で募集、買戻しおよび販売が行われる。USHYFノン・ヘッジ・クラスは、米ドルで募集、買戻しおよび販売が行われる。USHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、クラスの表示通貨を米ドルに対してヘッジする。USHYFメキシコ・ペソ・クラスが、2013年5月29日付で運用を開始した。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資目的は、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長の提供を追求しつつ、米ドルの外国為替エクスポージャーを該当クラスにより表示される選択された通貨（日本円、豪ドル、ブラジル・リアル、インドネシア・ルピア、新トルコ・リラ、中国元およびメキシコ・ペソ）に変換することである。USHYFリソース・カレンシー・クラスは、一般に対米ドルでヘッジされた豪ドル、ブラジル・リアル、メキシコ・ペソおよび南アフリカランド建の外国為替予約ロング・ポジションを含む、リソース通貨バスケットを使用して対米ドルでヘッジされる。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社は、ＪＰモルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「投資顧問会社」という。）である。

投資先ファンドの重要な会計方針の要約

(A) 受益証券の純資産価格の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、受託会社の最終的な許可の下、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのすべての資産評価を行う。「営業日」は、ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日ならびにニューヨーク市および日本における銀行が営業を行っている日をいう。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額は、ロンドンの銀行またはロンドン株式市場の休日を除く毎営業日および受託会社が決定するその他の日（以下、それぞれ「会計日」という。）に計算される。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、純資産価額が米ドル建てで算出されるＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラスを除き、日本円建てで計算され、米ドルに換算される。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、通常、ロンドンの銀行またはロンドン株式市場の休日を除く毎営業日に計算され、受益証券１口当たり純資産価格の数値は、小数第４位に調整される。

(B) 有価証券評価

純資産価額の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券の発行市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。

国内および海外の確定利付証券および非上場デリバティブは、通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格決定サービスより入手された相場に基づき評価される。独立した価格決定サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。遅延引渡基準で購入された一定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。上場オプション、上場先物および上場先物オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨の「米ドル」に換算される。その結果、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動に影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建て有価証券の評価額は、ニューヨーク証券取引所が休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価額が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、受託会社により誠実に決定された公正価値で評価される。受託会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して決定される。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能

でないといみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないといみなされる。受託会社は、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが純資産価額を決定するために、公正価値を決定する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、投資顧問会社または投資顧問会社の指示に基づき行為する者により、公正価値を正確に反映すると判断されるその他の方法で価格を決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの方針は、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、受託会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは保証できない。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル１に分類される投資有価証券には、短期金融証券、普通株式および定期預金が含まれる。当該金融商品は、ファンドが大きなポジションを保有しているために、ファンドがその証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、公表価格を使用する。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル２に分類される。これらの有価証券には、適格投資社債およびソブリン債が含まれる。レベル２投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル１またはレベル２に分類される。

為替予約取引を含むＯＴＣデリバティブは、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡しのような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらの流動性の低いＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用されることがある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

以下は、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの資産評価に使用された2013年５月31日現在のインプットに基づく公正価値評価の概要である。＊

	同一の投資対象 の活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル１)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル２)	重要な観察不能 なインプット (レベル３)	2013年５月31日 現在の公正価値
債務証券	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
オーストラリア	-	11,453,545	-	11,453,545
カナダ	-	36,665,907	-	36,665,907
ドイツ	-	3,992,763	-	3,992,763
アイルランド	-	16,847,625	-	16,847,625
ルクセンブルグ	-	71,228,120	-	71,228,120
国際機関	-	7,488,915	-	7,488,915
オランダ	-	41,938,222	-	41,938,222
シンガポール	-	4,375,250	-	4,375,250
スウェーデン	-	6,938,375	-	6,938,375
英国	-	24,329,288	-	24,329,288
アメリカ合衆国	-	1,809,685,179	-	1,809,685,179
短期投資有価証券	250,313,110	-	-	250,313,110
投資有価証券合計	250,313,110	2,034,943,189	-	2,285,256,299
金融デリバティブ商品 ＊ ＊				
資産				
為替予約取引	-	2,121,375	-	2,121,375
負債				
為替予約取引	-	(29,091,511)	-	(29,091,511)

- * 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。
- * * 為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、商品の未実現評価損益で評価されている。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、期末時点における有価証券の各レベルとの間の移動による出入りを計上する。2013年5月31日に終了した年度中に、レベル1、レベル2およびレベル3の間で移動はなかった。

(C) 有価証券取引および投資収益

財務報告の目的上、有価証券取引は約定日現在において計上される。発行日取引基準または遅延引渡基準で売買される有価証券は、取引日から1ヶ月後またはそれより後に決済される場合がある。有価証券の売却による実現損益は個別法に基づき計上される。有価証券のプレミアムおよびディスカウントは、実効利回り基準に基づき償却/増価される。ディスカウントの増価およびプレミアムの償却を調整された受取利息は、発生主義で計上される。回収が期待されない有価証券に係るクーポン収入は、認識されない。

(D) 費用

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、以下の費用を含む（ただし、これらに限定されない。）運営費用を負担する。すなわち、弁護士報酬、英文目論見書の作成および頒布の費用を含む受益証券の継続募集の費用、印刷および郵送費用、届出の手数料および費用、会計、監査、および税務書類作成費用、コンサルタント報酬、税金、訴訟および臨時費用（もしあれば）、利息費用（レボ契約およびＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドによる借入れの利息を含む。）、保管報酬、管理事務代行報酬、受託報酬、リスク計算業務、銀行手数料、仲介手数料（オプション取引を含む。）、スプレッド、証券のマークアップ、スワップおよび先渡し、ショートポジションにかかる支払配当、通貨ヘッジ費用、ならびにその他の投資および運営費用である。

(E) 分配方針

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、分配宣言および分配金の再投資（現金または現物による）手続をクラス毎に行う。分配は、月次ベースで行う予定であり、その金額は、（ ）実現純キャピタル・ゲイン（ヘッジ・ポジションを含む。）、未実現純キャピタル・ゲインおよび純利益から拠出された正（プラス）の総額、ならびに、（ ）各クラスの純資産総額にポートフォリオの利回りを乗じて計算される、有価証券ポートフォリオの利回りに基づく見積りの理論上の収益からファンド費用および通貨ヘッジ・プレミアム（費用）を控除した金額のいずれか大きい金額として計算することが検討されている。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、管理事務代行会社によって上記により決定された大きい方の金額を月次ベースで、各クラスの受益者に対して分配を宣言し、また分配金を再投資する。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、前月の最終営業日または受託会社が単独の裁量によって決定するその他の日（以下「基準日」という。）に当月の分配を宣言し、また、通常、当月の10暦日目の日より前（当該日が営業日でない場合またはロンドンの銀行またはロンドン証券取引所が休日の場合には、翌営業日）か、または受託会社がその単独の裁量によって決定するその他の日（以下「配当日」という。）において当該分配を行う。各クラスの受益者は、分配の再投資を選択したため、該当する配当日に受益証券が発行される。

(F) 現金および外貨

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する米ドル以外の通貨建有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。

投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(G) 定期預金

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、受託会社の判断に従い、保管会社を通じて、余剰現金残高をひとつまたは複数の適格預金機関の翌日払定期預金に預け入れる。これは、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。2013年5月31日現在の定期預金残高は、投資有価証券明細表に記載されている。

(H) 外国為替予約取引

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画設定された有価証券売買に関連する外国為替予約取引を締結することができる。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

(I) デリバティブ商品

ASC 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、デリバティブ商品をASC 815に基づくヘッジ商品に指定しない。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、先物および外国為替予約を含む様々なデリバティブ商品（各商品の主たるリスクエクスポージャーを金利リスク、信用リスクまたは為替リスクとする。）を主に売買目的で、取引することができる。外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当期において、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2013年5月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値
ASC 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置

外国為替
(米ドル)

デリバティブ資産

為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 2,121,375
-----------------	--------------

デリバティブ負債

為替予約取引に係る未実現評価損	\$ (29,091,511)
-----------------	-----------------

2013年5月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響
ASC 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替 (米ドル)
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / (損失)	
為替予約取引に係る純実現損失	\$ (20,109,827)
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益 / (評価損) の変動	
為替予約取引に係る未実現評価損の純変動	\$ (13,466,348)

(J) 受益証券

2013年5月31日現在、すべての発行済受益証券は、コクサイ・アセット・マネジメント・リミテッドによって設立された二つの受益者の名義で保有されている。当該二受益者は、純資産における持分をすべて保有している。

受益証券は、クラス別に発行され、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの利益および分配において適用可能な範囲で、以下に詳述されるとおり、純資産価額の割合で按分され、また償還時には、資産について純資産価額割合で按分される。受益証券は、無額面であり、発行時に全額が払い込まれなければならない、優先権や新受益証券引受権を保有しない。管理事務代行会社は、1口でまたは端数口で受益証券を発行することができる。

受託会社は、受益者が保有するすべてまたは一部の受益証券を買い戻すことができる。これは、受益者に開示された交換または転換方針を実行するためであり、その方法は、あるクラスの受益証券（以下「旧受益証券」という。）を他のクラスの受益証券（以下「新受益証券」という。）に交換するにあたり、受益者のために旧受益証券を買い戻した直後に当該買戻代金で新受益証券を再申込みすることによって行われる。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドにおける当初募集後の受益証券は、購入時における該当クラスの純資産価格で購入される。各クラスの各受益証券は、該当する受益証券クラスに適切に配分されたファンド資産に参加する権利を有している。受託会社によって、端数の受益証券が発行されることがある。すべての受益証券は、受託会社の裁量で発行される。

受託会社は、既存の受益者の同意を得ることなく、コクサイ・トラストの新規シリーズおよび/またはUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの新規クラスを異なる申込通貨または機能通貨で設定することができる。

(K) 受益証券の申込み

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休日ならびに受託会社がその裁量により決定するその他の日時を除く毎営業日に、受益証券の申込みを受諾する

（以下、それぞれの日を「申込日」という。）受託会社またはその委託者は、単独の裁量により、受益証券の申込みを受諾または拒否することができる。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの各投資者のための最低当初発行金額は、10,000,000円または100,000米ドルである。受託会社またはその委託者は、単独の裁量により最低当初発行金額を放棄することができる。追加受益証券は、申込日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格で発行される。

（Ｌ）買戻し

以下の段落の記載のとおり、受益者は、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休日を除く毎営業日ならびに受託会社がその裁量により決定するその他の日時（以下、それぞれの日を「買戻日」という。）に、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して、保有する受益証券のすべてまたは一部について買戻しを請求することができる。受益者は、管理事務代行会社に対して、買戻日のニューヨーク証券取引所の終了時前または受託会社が適切とみなす時刻までに買戻日現在の受益証券買戻請求を提示しなければならない。当該時刻を過ぎて受領された申込みは、翌営業日に受領したものとみなされる。

買戻請求は、買戻日、および買戻しを行う受益者の受益証券の割合、受益者の受益証券の具体的な口数または買い戻しを行う受益証券の日本円もしくは米ドルでの金額のいずれかを特定しなければならない。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、当該買戻し日またはそれより前に清算を開始した場合、いかなる買戻請求も有効とはならない。買戻価格は、買戻日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格である。

受託会社は、その単独の裁量またはその委任された権限により、受益者による買戻しの条件を放棄または修正することができる。

（Ｍ）ハイ・イールド債

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、主にハイ・イールド債に投資する。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う米国政府および企業に投資を行うことができる。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはまた、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った投資対象にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン発行体もしくは業種に影響を与える経済的要因の変化、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

（Ｎ）ソブリン債

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、新興国が発行または保証したソブリン債に対して投資することができる。ソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および／または利息を返済することができないか、またはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、キャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針、および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減する、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることもある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および／または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済が

できないことにより、政府機関に資金を貸し付けるという当該第三者の約定が解除されることになる場合があり、それにより、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思がさらに損なわれることがある。結果として、政府機関が自己のソブリン債を履行しない場合がある。ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請される場合がある。政府機関による不履行が発生した場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないかまったくないことがある。

(0) デリバティブ

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、またはリターンを強化することを目指して、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴う。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、見越しで行われるヘッジを含む経済的ヘッジ目的でデリバティブを利用することができる。ヘッジは、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、その他のＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが期待したとおりにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、リターンの強化を目指してデリバティブを利用することができるため、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合に比べて、その投資対象により、より大きな前記のリスクをＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは負担することとなる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

4. 受益証券

2013年11月30日現在、すべての発行済受益証券は、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象する、単一の関連受益者名義で保有されており、当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 当初発行後の受益証券の発行

当初払込日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の関連するクラス受益証券の１口当たり純資産価格で発行される。

特定の営業日に取り扱われるためには、管理会社が別段の合意をしない限り、取得申込書類が、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルグ時間13時）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される営業日（当該営業日を含む。）から４営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島刑事訴訟法（2008年）（随時改訂される。）および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

当初申込期間の後、継続発行価格の３％（税別）を上限とする申込手数料が、継続発行価格に上乗せされる（ただし、日本における販売会社が受領する権利を放棄した場合にはこの限りではない。）。日本における販売会社は、当該手数料を留保する権利を有している。

(B) 買戻し

当初払込日（当該日を含む。）以後、受益者は、いずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻し請求を行うことができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の買戻し請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。買戻し請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻し価格は、買戻し請求が受諾された営業日現在の当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻しは１口単位で行われなければならない。

買戻代金の支払は通常、適用される営業日（同日を含む）から４営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する営業日後可能な限り速やかに行われる。

５．リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資がその投資家の投資プログラムの全てを占めるものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分

に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドにより債務証券への集中投資が行われることで、サブ・ファンドへの投資が一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

為替リスク

受益証券１口当たり純資産価格の算定は、日本円以外の通貨建てにより行われるため、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、当クラスにおいて原則として対豪ドルで為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、豪ドル金利が米ドル金利より低い場合、豪ドルと米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

各通貨クラス（米ドル建 米ドルクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスを除く。）

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、各通貨クラスにおいて原則として各通貨クラスのヘッジ対象通貨に対して為替ヘッジを行う。そのため、各通貨クラスのヘッジ対象通貨が各通貨クラスの受益証券１口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなれば受益証券１口当たり純資産価格の上昇要因となり、弱くなれば受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。また、各通貨クラスのヘッジ対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

なお、一部の通貨については、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（以下「NDF」という。）を利用することにより為替ヘッジを行う場合がある。

NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合がある。この結果、受益証券１口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該ヘッジ対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合がある。

金利変動リスク（債券価格変動リスク）

実質的に投資している債券の発行国・地域の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、受益証券１口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション（注）が長いほど大きくなる。また、ハイ・イールド債は、景気などの投資環境の変化、発行企業の業績等の影響を受けることにより、債券価格は大きく変動し、受益証券１口当たり純資産価格の変動要因となる。

（注）デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その年度中の金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなる。

信用リスク

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元利金の支払ができないというリスクである。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、サブ・ファンドの当該発

行体に対する投資の価額に影響することがある。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債務の要項の双方による。サブ・ファンドが間接的に投資する可能性のある、格付が低い、または格付がない確定利付証券に対する投資は、格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供するが、通常、（かかる証券発行体のデフォルトまたは破産の可能性を含む）より大きなリスクを伴う。

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券１口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券１口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。一般的に、ハイ・イールド債のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

カウンター・パーティーおよびブローカーのリスク

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとの間でマスター契約を締結することにより、カウンター・パーティーに対する信用リスクへのエクスポージャーを低減させることを目指している。サブ・ファンドは、マスター契約を締結することにより、カウンター・パーティーの信用度が特定の水準を超えて悪化した場合には、当該契約に基づいて行われたすべての取引を終了させる権利が付与される。マスター契約は、一方の当事者が債務不履行になった場合または契約が終了した場合には、当該契約に基づいて行われたすべての取引を終了し、各取引において支払うべき金額の正味金額を一方の当事者が他方の当事者に支払うことによって当該取引を終了させる権利を各当事者に付与する。

サブ・ファンドが、店頭デリバティブに関連してカウンター・パーティーの信用リスクから被る損失リスクの最大値は、概ね、未実現評価益とカウンター・パーティー未払金の累計のうち、カウンター・パーティーからサブ・ファンドに差入れられた担保額を上回る部分である。サブ・ファンドは、店頭デリバティブに関して、カウンター・パーティーの利益ために、特定の最低移転規定に従って、各カウンター・パーティーの未決済デリバティブ契約にかかる未実現評価益を上回る担保の差入れを要求されることがあり、このような担保（もしあれば）が差入れられた場合には、投資有価証券明細表に記載される。

保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られなかったリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

ハイ・イールド債

サブ・ファンドは、主にハイ・イールド債に間接的に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う米国政府および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドはまた、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った投資対象にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因の変化、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

ソブリン債務および企業債務

サブ・ファンドは、主にソブリン債発行体および企業債務に間接的に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失ったソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因の変化、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(H) 為替予約取引

為替予約取引は、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の投資対象について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、収益を拡充する目的で為替予約取引を利用することができるため、サブ・ファンドの投資対象がさらされる上記のリスクの範囲は、サブ・ファンドがヘッジ目的でのみデリバティブを利用する場合よりも広範囲に及ぶ。

６．保証および補償

ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者（受託会社および投資顧問会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、現時点において、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

７．所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金も当トラストを構成する不動産、および当トラストの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適切となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2013年11月30日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は、期限にかかる法令に基づき、2010年（運用開始日）から運用が継続されている期間までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2010年（運用開始日）から2013年11月30日までである。

８．報酬および費用

（Ａ）管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を受領する権利を有する。管理事務代行会社はまた、各シリーズについて

年間45,000米ドルの資産ベースの最低報酬を受領する。2013年11月30日までの6か月間に、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2013年11月30日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する権利を有する。保管会社は、英文目論見書における記載のとおり、合意済の取引手数料の支払を受ける権利を有し、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける。保管会社は、年間5,000米ドル最低報酬を受領する。2013年11月30日までの6か月間に、保管会社が稼得した報酬および2013年11月30日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの受託会社としての役割を担う。受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2013年11月30日までの6か月間に、受託会社が稼得した報酬および2013年11月30日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資顧問報酬

国際投信投資顧問株式会社（以下「投資顧問会社」という。）は、サブ・ファンドの投資顧問会社としての役割を担う。投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.38%の料率で、毎日発生し、会計年度にわたり四半期毎に支払われる報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、米ドルで支払われる。2013年11月30日までの6か月間に、投資顧問会社が稼得した報酬および2013年11月30日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2013年11月30日までの6か月間に、代行協会員が稼得した報酬および2013年11月30日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2013年11月30日までの6か月間に、日本における販売会社が稼得した報酬および2013年11月30日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2013年11月30日までの6か月間に、管理会社が稼得した報酬および2013年11月30日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、政府手数料、

ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬を含むが、これらに限定されない。

９．デリバティブ取引相手方

サブ・ファンドは、管理事務代行会社および保管会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で為替予約取引を締結することができる。2013年11月30日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で未決済であるすべての為替予約取引は、投資有価証券明細表に開示されている。

10．最近公表された会計基準

2013年４月に、ＦＡＳＢは、会計基準更新書第2013 - 07「財務諸表の表示（トピック205）：清算ベース会計」（以下「ＡＳＵ2013 - 07」という。）を公表した。ＡＳＵ2013 - 07により、事業体は、清算が差し迫っていると判断される場合には、清算ベースの会計を使用することが要求される。以下の場合に清算が差し迫っているとみなされる。すなわち、（１）清算計画が、当該計画を実施する権限を持つ者によって承認され、他の当事者により当該計画が阻止される可能性が非常に低い、または（２）清算計画が、例えば強制破産のように、他の影響力によって強制される場合である。ＡＳＵ2013 - 07は、2013年12月15日または当該日以降に開始する中間会計期間または会計年度から将来的に効力が発生する。現在、経営陣は、当該指針が財務書類に与える影響について査定している。

2013年６月に、ＦＡＳＢは、会計基準更新書第2013 - 08「金融サービス - 投資会社（トピック946）：適用範囲、測定及び開示規定の改訂」（以下「ＡＳＵ2013 - 08」という。）を公表した。ＡＳＵ2013 - 08は、投資会社の性格を明確化し、事業体が投資会社か否かを判断するための包括的な指針、およびその他の投資会社における非支配所有持分の測定のための包括的な指針を提供する。ＡＳＵ2013 - 08は、2013年12月15日または当該日以降に開始する中間会計期間または会計年度から効力が発生する。現在、経営陣は、当該指針が財務書類に与える影響について査定している。

11．後発事象

経営陣は、2014年２月６日の財務書類の公表日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2013年12月１日から2014年２月６日までに実施された発行金額は、43,446,892米ドルであり、買戻金額は、51,248,489米ドルであった。同期間中における配当・再投資金額は、40,691,693米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告されるその他の後発事象はない。

[次へ](#)

（２）投資有価証券明細表等

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

投資有価証券明細表

2013年11月30日現在（未監査）

（通貨：米ドル）

投資先ファンドへの投資 - 100.1%	受益証券口数	純資産比率（％）	評価額（米ドル）
コクサイ・トラスト - ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラス	56,599,664,914	100.1%	\$571,260,418
投資先ファンドへの投資合計（個別原価 \$573,428,267）		100.1	\$571,260,418
現金およびその他の資産を上回る負債		(0.1)	(634,786)
純資産		100.0%	\$570,625,632

2013年11月30日現在、サブ・ファンドは、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産の28.42%を所有している。
サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の持分割合は、サブ・ファンドの純資産の5%を超過していない。

ファンド・レベルの為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価（損）益
AUD	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	991	12/02/2013	USD	908	\$(5)
AUD	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	827,368	12/02/2013	USD	758,449	(4,675)
AUD	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	7,776	12/02/2013	USD	7,128	(44)
AUD	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	220,290	12/02/2013	USD	201,940	(1,245)
AUD	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	136	12/02/2013	USD	124	0
AUD	シティバンク エヌ・エイ	95,904	12/02/2013	USD	87,560	(187)
AUD	シティバンク エヌ・エイ	93,164	12/02/2013	USD	85,059	(182)
AUD	シティバンク エヌ・エイ	74,805	12/03/2013	USD	67,938	213
AUD	シティバンク エヌ・エイ	119,349	12/03/2013	USD	108,393	340
USD	シティバンク エヌ・エイ	165,128	12/02/2013	AUD	180,863	353
USD	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	863	12/03/2013	AUD	951	(3)
USD	シティバンク エヌ・エイ	21,915	12/03/2013	AUD	24,131	(69)
						\$(5,504)

豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価（損）益
AUD	シティバンク エヌ・エイ	70,445,880	01/03/2014	USD	64,375,071	\$(328,185)

豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラスの為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価（損）益
BRL	シティバンク エヌ・エイ	61,709,714	01/03/2014	USD	26,705,181	\$(497,345)

豪ドル建 中国元ヘッジクラスの為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価（損）益
CNY	シティバンク エヌ・エイ	2,250,287	01/03/2014	USD	367,055	\$1,852

豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価（損）益
IDR	シティバンク エヌ・エイ	8,230,664,406	01/03/2014	USD	711,566	\$(27,650)

米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラスの為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価（損）益
BRL	シティバンク エヌ・エイ	521,155,796	01/03/2014	USD	225,532,842	\$(4,200,340)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

投資有価証券明細表（続き）

2013年11月30日現在（未監査）

（通貨：米ドル）

米ドル建 中国元ヘッジクラスの為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価（損）益
CNY	シティバンク エヌ・エイ	3,382,695	01/03/2014	USD	551,767	\$2,784

米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価（損）益
IDR	シティバンク エヌ・エイ	103,852,000,000	01/03/2014	USD	8,980,585	\$(351,155)

外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$5,542
外国為替予約取引に係る未実現評価損	(5,411,085)
	<u>\$ (5,405,543)</u>

通貨略称	
AUD	豪ドル
BRL	ブラジル・リアル
CNY	中国元
IDR	インドネシア・ルピア
USD	米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

投資有価証券明細表（続き）

2013年11月30日現在（未監査）

（通貨：米ドル）

下表は、潜在的な相殺契約を含むサブ・ファンドのデリバティブ・ポジションの概要である。デリバティブ商品に関する追加情報は、財務書類に対する注記における注記2のデリバティブ商品の項目および注記5のリスク要因の項目を参照のこと。

	取引相手方		デリバティブ 資産評価額	デリバティブ 負債評価額	受領した担保	差入れ担保	純額 [*]
店頭デリバティブ外国為替 予約取引							
	シティバンク エヌ・エイ	\$	5,542	\$ (5,405,113)	\$ -	\$ -	\$ (5,399,571)

^{*} 純額は、取引相手方が債務不履行に陥った場合に受領する / （支払う）ことになる未収金 / （未払金）を表している。相殺は、同一の法人との間で締結された同一の法的契約に基づく取引について認められることがある。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額（平成25年12月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約39億円）

発行済株式総数 1,002,080株

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間に於ける資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成20年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成21年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成22年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年12月末日	37,117,968.52米ドル

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 法律が許容する限り速やかに管理会社の解任にかかる特別決議が定時投資主総会において受益者により可決された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、（ ）サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは（ ）管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成25年11月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	56	8,835,812,287.33米ドル

（３）その他

本半期報告書提出前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

<訂正前>

(前略)

(注1) 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション(以下「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるコクサイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む4つのサブ・ファンドにより構成されている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注1) 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション(以下「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるコクサイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む6つのサブ・ファンドにより構成されている。

(後略)

(5) 申込手数料

<訂正前>

発行価格の3.15%^(注)(税抜3%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。

(注)手数料率は、手数料率(税抜)にかかる消費税および地方消費税に相当する料率(5%)を加算した料率を表記している。

手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が8%となった場合には、3.24%となる。

以下同じ。

<訂正後>

発行価格の3.15%^(注)(税抜3%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。

(注)手数料率は、手数料率(税抜)にかかる消費税および地方消費税に相当する料率(5%)を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が8%となった場合には、

3.24%となる。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

<訂正前>

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション（Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection）（以下「サブ・ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、平成22年8月3日付信託証書に従って同日付で登録されたアンブレラ・ファンドであるコクサイ・ケイマン・トラスト（Kokusai Cayman Trust）（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む4つのサブ・ファンドにより構成されている。

（後略）

<訂正後>

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション（Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection）（以下「サブ・ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、平成22年8月3日付信託証書に従って同日付で登録されたアンブレラ・ファンドであるコクサイ・ケイマン・トラスト（Kokusai Cayman Trust）（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む6つのサブ・ファンドにより構成されている。

（後略）

(3) ファンドのしくみ

管理会社の概況

< 訂正前 >

(前略)

(ハ) 資本金の額 (平成25年 9 月末日現在)

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル (約36億円)

発行済株式総数 1,002,080株 (一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(平成25年 9 月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号	285,900株	28.53%

< 訂正後 >

(前略)

(ハ) 資本金の額 (平成25年12月末日現在)

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル (約39億円)

発行済株式総数 1,002,080株 (一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成25年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場
の仲値 (1 米ドル = 105.39円) による。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(平成25年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号	285,900株	28.53%

（４）ファンドに係る法制度の概要

<訂正前>

準拠法の名称

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。サブ・ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

準拠法の内容

（イ）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

（後略）

<訂正後>

準拠法の名称

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき登録されている。サブ・ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

準拠法の内容

（イ）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

（後略）

2 投資方針

（３）運用体制

< 訂正前 >

（前略）

投資顧問会社における各会議の役割・機能

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月１回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行う。
投資顧問会議	原則として月１回投資顧問会議を開催し、助言内容の報告を行う。

< 訂正後 >

（前略）

投資顧問会社における各会議の役割・機能

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月１回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行う。
投資顧問会議	原則として月１回投資顧問会議を開催し、助言内容の報告を行う。

4 手数料等及び税金

（１）申込手数料

日本国内における申込手数料

<訂正前>

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.15%（税抜3%）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

<訂正後>

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.15%^{（注）}（税抜3%）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（5%）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が8%となった場合には、3.24%となる。

（５）課税上の取扱い

（Ａ）日本

<訂正前>

平成25年10月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのサブ・ファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10.147%（所得税7.147%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたサブ・ファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、サブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7.147%の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10.147%（所得税7.147%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたサブ・ファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、前記(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（後略）

< 訂正後 >

平成26年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。

日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。

受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

< 平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記 >

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなる。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたサブ・ファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなる。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（後略）

（B）ケイマン諸島

<訂正前>

（前略）

受託会社は、信託法第81条に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定日後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドもしくはサブ・ファンドに発生した利益もしくはファンドもしくはサブ・ファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得している。受益証券の譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、登録手数料は年間約610米ドル（約5万9,628円）である。信託証書につき、50米ドル（約4,888円）の印紙税が課される。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する登録手数料は、現行の料率によると、年間4,268米ドル（約41万7,197円）である。

<訂正後>

（前略）

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定日後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドもしくはサブ・ファンドに発生した利益もしくはファンドもしくはサブ・ファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得している。受益証券の譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、登録手数料は年間約610米ドル（約5万9,628円）である。信託証書につき、50米ドル（約4,888円）の印紙税が課される。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する登録手数料は、現行の料率によると、年間4,268米ドル（約41万7,197円）である。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(2) 日本における販売

< 訂正前 >

（前略）

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.15%（税抜3%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスの表示通貨によるものとする。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.15%^{（注）}（税抜3%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（5%）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が8%となった場合には、3.24%となる。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスの表示通貨によるものとする。

（後略）

3 資産管理等の概要

(5) その他

信託証書の変更

<訂正前>

(前略)

- (a) ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および／もしくは信託法またはケイマン諸島のいずれかの法律に基づき定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む、ケイマン諸島の法律の改正を履行するために必要な場合

(中略)

- (j) CIMA、ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および／もしくは信託法、またはファンドが従うその他の法令もしくは規則の要求を反映しまたは遵守するために必要な場合

(後略)

<訂正後>

(前略)

- (a) ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および／もしくはケイマン諸島信託法またはケイマン諸島のいずれかの法律に基づき定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む、ケイマン諸島の法律の改正を履行するために必要な場合

(中略)

- (j) CIMA、ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および／もしくはケイマン諸島信託法、またはファンドが従うその他の法令もしくは規則の要求を反映しまたは遵守するために必要な場合

(後略)

別紙 A

定義

< 訂正前 >

(前略)

E U加盟国

欧州連合の加盟国である、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国、ならびに随時欧州連合に参加するその他の国々をいう。

(中略)

会計年度

毎年 6 月 1 日に開始し 5 月31日に終了する期間をいう。ただし、最初の会計年度は、平成22年 9 月28日から平成23年 5 月31日までの期間とする。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

E U加盟国

欧州連合の加盟国である、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国、ならびに随時欧州連合に参加するその他の国々をいう。

(中略)

会計年度

毎年 6 月 1 日に開始し 5 月31日に終了する期間をいう。

(後略)